

岐阜県中小企業振興支援資金融資制度「SDGs推進資金」の要件拡充 (融資対象者に「パートナーシップ構築宣言」登録・公表事業者を追加)

(令和6年1月12日：岐阜県 商工労働部 商業・金融課)

1 概要

県では、県制度融資「SDGs推進資金」において、SDGsの推進やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革に取り組む事業者の資金繰りを支援しています。

この度、当該資金の融資対象者に、「『パートナーシップ構築宣言』の登録・公表事業者」を加え、大企業と中小企業等の共成長及び取引先との持続可能な関係構築を支援します。

融資面における資金調達の支援を行うことにより、より多くの中小企業者等が「パートナーシップ構築宣言」に参画するよう後押しします。

資金名	SDGs推進資金
融資対象者 及び資金使途	次のアからキのいずれかに該当する中小企業者又は組合 ア 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた者の事業資金 イ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録者の事業資金 ウ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の事業資金 エ 事業所内に保育施設等の設置資金及び施設の運営費 オ 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク登録事業者の事業資金 カ 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録事業者の事業資金 キ 「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者の事業資金【追加】
融資限度額	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円（運転資金と併せて）
償還期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 15年以内（据置期間1年以内）
融資利率	年0.8%（固定） ※償還期間が10年を超える場合は、年1.2%
事業者負担 信用保証料率	必要に応じて 無担保の場合：年0.45～1.0% 有担保の場合：年0.35～0.9% （上記は県保証料補給（0.0～0.9%）後の率）
保証人・担保	連帯保証人は必要に応じて。担保は原則不要。
取扱開始日	令和6年1月12日から

※ 融資限度額、償還期間、融資利率、事業者負担信用保証料率、保証人・担保の要否については、既存の「SDGs推進資金」の要件と同一です。

2 添付書類（「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者関係分）

- ① （公財）全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」の写し
- ② 同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」の写し

3 融資の申し込み先

県内各取扱金融機関

4 利用に際してご留意いただきたいこと

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにおいて登録・公表後、同ポータルサイトにアップロードされるまでに3～4日を要します。（申請集中期は更に数日を要する場合有り）
- 融資申込みの際には、同ポータルサイトの「登録企業リスト」のうち、ご自身の法人名や屋号が記載されたページの写しと、公表している「パートナーシップ構築宣言」の写しを添付ください。

5 補足

- 「パートナーシップ構築宣言」とは、令和2年に経済界・労働界の代表及び関係閣僚をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（主宰：内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣）において導入された仕組みであり、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で取引先との共栄共存の取組みや取引条件のしわ寄せ防止などについて宣言・公表することにより、取引先との持続可能な関係を築くことを促進するものです。

詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。

【パートナーシップ構築宣言ポータルサイト】

<https://www.biz-partnership.jp/>

- 「パートナーシップ構築宣言」を行うことは、SDGsに掲げる目標のうち6つに取り組むことにつながります。
- 岐阜県内の「パートナーシップ構築宣言」登録・公表事業者は658社です。（令和6年1月9日時点）

【お問い合わせ先】

- 融資の申し込み・相談
県内各取扱金融機関
- 信用保証をはじめとした金融相談
岐阜県信用保証協会
- 制度に関する問い合わせ
岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係（TEL：058-272-8374）

